

# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

やっぱり高い日本の相続税

平成28年 8月号

**相** 続税は、1905年(明治38年)、前年から始まった日露戦争の戦費調達のために導入されました。

当時の政府は、酒税や所得税・地租(固定資産税)を相次いで増税、それでも足りず、欧

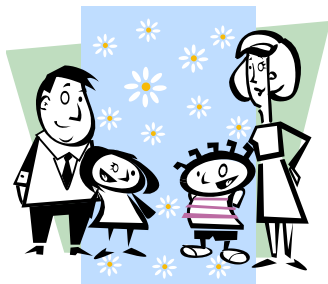
米にならって臨時に導入したのが相続税です。

戦争後、ロ

シアから賠償金が支払われず、財政が逼迫した政府は相続税を存続させ、現在まで110年以上も続く税制となっています。

●一方、海外では相続税を廃止したり、そもそも存在しなかったりする国が少なくありません。カナダとオーストラリアは1970年代に廃止、1992年にはニュージーランドが続き、北欧スウェーデンも2004年に廃止しました。アジアでも2005年に香港が廃止、タイ・インドネシア・マレーシア・シンガポール・インドや中国には相続税がありません(その他にも、個人の資産を把握する徴税制度が整備されていないため導入していない国が多くあります)。廃止の背景には、相続税が存在しないことによって、富裕層の国外移転を防いだり、また自国への移転を促したいという狙いがあります。政府は、日本の相続税は諸外国と比べて決して高くないといっています。果たして、本当なのでしょうか？

●世界の主要国の最高税率をみると、アメリカ40%・イギリス40%・ドイツ30%・フランス45%、そして日本は55%で一番高い税率となっています。基礎控除額は、日本は1人で相続の場合3,600万円ですが、



アメリカは法定相続人に関係なく、543万ドル(約6億円)という高額の基本控除が設けられていますので、一般の人が課税されることはありません。そして、財産を贈与する場合においても、生涯非課税贈与額として同額の543万ドル迄認められていますので、申告は必要ですが、その金額に至るまでは非課税となり、一般市民には贈与税も関係ありません。又、夫婦間での贈与・相続は金額の制限がありませんので、日本だと、夫の資金で不動産を購入し、妻と共有名義にした場合贈与税が課税されますが、アメリカにおいては、例えば、夫がお金を出して200万ドルの不動産を購入し、妻と共有名義にした場合、100万ドルを妻に贈与したことにはなりませんので贈与税はかかりません。

●イギリスは「一律40%の税率」で、基礎控除額が32万5千ポンド(約4,500万円)、配偶者には課税されません。フランスは「最低5%~45%」の税率、基礎控除額が10万ユーロ(約1,200万円)、同じく配偶者は非課税です。ドイツは「最低7%~30%」の税率、基礎控除額は40万ユーロ(約4,800万円)です。因みにお隣韓国は「最低10%~50%」の税率、基礎控除額が2億ウォン(約1,800万円)です。台湾は以前50%の税率でしたが、2009年に一律10%に改正されました。

●相続税がある国の中でも、イギリス・ドイツ・フランスは相続税を廃止する方向に進んでいます。世界が相続税を廃止する流れの中で、日本は相続税を増税し「持つ者から取る」という反対の方向に舵を切っています。何の対策もしなかったら三代で財産をなくすといわれ、超富裕層が逃げ出す課税強化を、日本は世界的トレンドに逆らいつまで続けていくことができるのでしょうか？